

勝山市小規模修繕契約希望者登録制度の手引き

平成30年12月 総務部総務課

【一般的事項】

1. 制度の概要

勝山市が発注する小規模な修繕契約のうち、内容が軽易でかつ少額な修繕契約を希望する事業者等を登録し、優先的に業者選定の対象とすることで、**市内に本店（一部営業所も可）を有する事業者等の受注機会を拡大**しようとするものです。

（1）登録できる事業者等

- ・勝山市内に本店を有する法人、勝山市内に住所を有する個人事業者、その他市が認める者（以下「事業者等」という。）
※建設業許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。
- ・現に自ら業として希望修繕業種に係る業務を行っていること。
※競争入札等参加資格者名簿に登録された事業者等で、小規模修繕契約を希望する事業者等も登録可能です。ただし、申請が必要となります。

（2）登録できない事業者等

- ・勝山市内に本店（「営業所」の場合は市内の各種業界団体及び組合等に加盟していること）を有しない事業者等
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない事業者等
- ・市税に滞納がある事業者等

2. 登録者の取扱

勝山市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出し、審査に合格した事業者等は、勝山市小規模修繕契約希望登録者名簿に登録され、併せて庁内に周知されることにより、勝山市が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となります。ただし、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご了承ください。

なお、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された事業者等についてはこの制度による登録業者となりますが、改めて登録通知等はいりません。

3. 申請受付期間

平成30年12月13日（木）から平成31年1月31日（木）

（土、日、祝日及び閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

持参による受付のみ。総務課契約検査G（市役所庁舎2階）で受付します。

※上記期間以外でも随時受付しますが、登録までに時間がかかる場合があります。

4. 登録の有効期間

資格適用日から次期の登録者名簿を作成した日の前日まで（平成31（2019）年4月1日～平成33（2021）年3月31日まで）

※有効期間終了後も登録を希望する場合は、あらためて申請による登録が必要です。

5. 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、すみやかに勝山市小規模修繕契約希望者登録変更等届（様式第4号）を提出してください。

なお、変更届は任意様式による届出も可能です。

登録希望業種の変更は、年度途中は認めません。ただし、追加申請期間（平成32年1月予定）においてのみ変更申請可能です。（変更申請の適用は、平成32年4月1日から）

【契約に関する事項】

1. 発注の方法

勝山市が小規模な修繕を発注するときは、事業者等に見積依頼を行い、原則として複数の事業者等に見積競争によって、最も低い価格を提示した事業者等と契約することになります。

なお、見積依頼を辞退することは自由ですが、その場合は必ず修繕担当課まで連絡をお願いします。

落札した事業者等には、すみやかに修繕担当課から連絡します。また、見積結果は公表しますので、修繕担当課までお問い合わせください。

2. 契約の方法

契約業者となった場合は、修繕担当課の指示に従って書面（請書又は契約書）により契約します。（ただし、10万円未満の場合は書面による契約を省略できます。）

なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3. 契約の履行

契約の履行は、勝山市契約事務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

4. 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査・検収に合格後、請求に基づき口座振替の方法により支払います。

支払い期間は、正当な請求を受けた日から30日以内となります。

5. 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うこととなります。

6. 登録者名簿の公表

この制度による登録者名簿は庁内に公表するほか、契約制度の透明性を図る観点から勝山市ホームページに公表します。（商号又は名称のみ）

7. 契約に関する苦情・相談等

契約に関する苦情・相談等は、修繕担当課で受付します。

【申請書の書き方】

1. 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。

個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

2. 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。

個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入してください。

3. 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。

個人事業主は、商号がある場合は通常使用している代表職名・氏名を記入してください。

4. 使用印鑑

使用印鑑は、登録期間中に見積書・請書・契約書・請求書等に使用することになります。

法人は、法人代表者印を使用してください。

個人事業主は、実印でなくてもかまいませんが、ゴム等の変形しやすいものは認められないのでご注意ください。

5. 電話番号、FAX 番号、Eメールアドレス

電話、FAX、Eメールアドレスは、重要な連絡手段となりますので、必ず連絡がつく番号等を記入してください。

6. 登録希望業種（様式第2号 業種コード表参照）

「修繕業種」は、5業種以内まで登録できます。

「具体的修繕業種」は、自ら履行できる具体的な修繕について○印で囲んでください。（業者選定の優先度に影響する場合があります。）「具体的修繕業種」に記載がない場合は、○印を記入しないでください。

修繕業種の希望順位は、業者選定の優先度に影響する場合がありますので、十分ご確認の上記入してください。

また、修繕業種によっては、資格・免許等が必須である業種がありますので、その名称を記入し、資格者証等の写しを添付してください。※下記9参照

7. 納税証明書

申請書提出日の前年度に課税された全税目の納税証明書を提出してください。

申請書提出日から3ヶ月以内に発行された市税の納税証明書（原本）を提出してください。

（※ただし、競争入札等参加資格審査申請をあわせて申請する場合は、1区分に原本を、他の区分には写しを添付してください。）

法人の場合は「法人」の課税されている全税目、個人の場合は「代表者」の課税されている全税目に関する納税証明書（原本）を提出してください。

納税証明書の発行は、市役所1階税務課でお願いします。（印鑑、身分証明書が必要です。）

なお、**市税の滞納がある場合は発行できない場合があります。**

8. 口座振替登録申請書 ※勝山市に口座振替登録のない事業者等が対象

勝山市から事業者等への支払いは、口座振替払いをお願いしています。

口座振替登録申請書には、名称、住所等、口座を記入の上、銀行の確認印の押印が必要となります。

なお、郵便局の口座には振り込むことができませんので、ご注意ください。

債権者（請求者）の商号（会社名）、債権者名（代表者等の氏名）、住所、振込先銀行口座等に変更が生じた場合には、「口座振替登録申請書」を再提出してください。

9. 資格、免許等

資格・免許等が必須である業種を申請する場合は、資格者証、免許証等の写しを提出してください。

〔資格・免許等が必須である業種〕

コード	修繕業種	資格・免許等
201	電気設備修繕	電気工事士免状 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき電気工事業を開始した旨の届出受理書
203	給水設備修繕	勝山市指定給水装置工事業業者
204	排水・衛生設備修繕	勝山市排水設備指定工事店
206	消防設備修繕	消防設備士免状

上記のほかに、資格・免許等が必要となる修繕の場合は、それらを取得している事業者等に発注しますので、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。

（例）「202 空調設備修繕」は、修繕の内容によっては資格・免許等を必須とする場合があります。

資格・免許等を必要としない業種であっても、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。

10. 提出書類

No.	提出書類	備考	提出区分
①	申請書【様式第1号】		必須
②	業種コード表【様式第2号】		必須
③	納税証明書（原本）	申請書提出日の前年度に課税された全税目の納税証明書	必須
④	口座振替登録申請書【様式第3号】	登録のない事業者等が対象	任意
⑤	資格者証、免許証等の写し	資格・免許等が必須である業種を申請する場合 その他	※上記9参照

様式等は勝山市ホームページ（便利なメニュー「入札情報」→「入札参加資格」）

(URL <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>) でダウンロードできるほか、総務課にて、**1部100円で販売**します。

【 担 当 】

勝山市役所 総務部総務課 契約検査・管理防災G

TEL 0779-88-1116（ダイヤルイン） / FAX 0779-88-1119

E-mail: soumu@city.katsuyama.lg.jp URL: <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>

平成31・32年度勝山市小規模修繕契約希望者登録申請書

(2019・2020)

平成 年 月 日

勝 山 市 長 様

勝山市が発注する小規模修繕契約を受注するため登録を申請します。

登録状況	新規 ・ 継続	登録番号 記入しないでください	
住所又は所在地	〒911- 勝山市		
商号又は名称	カガナ		
代表者職・氏名	カガナ		使用印鑑
電話番号	(0779) - -		
FAX番号	(0779) - -		
Eメールアドレス			

修繕希望業種（5業種以内 様式第2号業種コード表を参照）

希望順位	コード	修繕業種 (希望順に記入すること)	資格・免許等の種類・名称等
1			
2			
3			
4			
5			

※この申請書に押印する使用印鑑は、見積書・請書・契約書・請求書に使用することになります。
 ※記入にあたっては「勝山市小規模修繕契約希望者登録制度の手引き」を参考にしてください。
 ※資格・免許等が必要な業種を申請するときは、資格者証等の写しを添付してください。
 ※修繕業種の希望順位は、業者選定の優先度に影響する場合がありますので、十分ご確認の上記入してください。

受付印	備考
-----	----

様式第2号 業種コード表

○登録できる「修繕業種」は、5業種以内となります。

○「具体的修繕業種」は、自ら履行できる具体的な修繕について○印で囲んでください。（業者選定の優先度に影響する場合があります。）「具体的修繕業種」に希望する業種の記載がない場合は、記入しないでください。

	コード	修繕業種	具体的修繕業種	【必須】 資格・免許等
建築関係修繕	101	金属製工作物修繕	門扉 / フェンス / 金属製遊具 / シャッター / 金属製工作物 など	
	102	木製造作修繕	木製建築物 など	
	103	木製工作物・建具修繕	木材加工 / 工作物 / 木製設備 / 木製家具 / 木製遊具 / 木製建具（障子、襖など） など	
	104	左官修繕	壁吹きつけ / モルタル / 土壁 / 繊維壁 / タイル / ブロック / コンクリート など	
	105	石修繕	石材 / 石積み など	
	106	屋根修繕	瓦 / スレート など	
	107	溶接修繕	溶接 / 金属製遊具溶接 など	
	108	板金修繕	板金加工 / 建築板金 / トタン屋根 など	
	109	ガラス・金属製建具修繕	ガラス / サッシ / 網戸 / 自動ドア など	
	110	塗装修繕	塗装 など	
	111	防水修繕	アスファルト防水 / モルタル防水 / 目地防水 / 塗膜防水 / シート防水 / 注入防水 など	
	112	壁・天井、床、カーテン修繕	壁 / 天井修繕 / クロス / カーペット / クッションフロア / Pタイル / カーテン / ブラインド / ロールカーテン など	
	113	畳修繕	畳 など	
設備関係修繕	201	電気設備修繕	電気設備 / 照明設備 / 放送設備 / 電動シャッター など	電気工事士免状 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき電気工事業を開始した旨の届出受理書
	202	空調設備修繕	空調設備 / 冷暖房設備（ボイラー除く）など ※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（電気工事士 など）	
	203	給水設備修繕	給水設備 など	勝山市指定給水装置工事事業者
	204	排水・衛生設備修繕	排水設備 / 衛生設備 / 水洗トイレ設備など	勝山市排水設備指定工事店
	205	ガス給湯設備修繕	ガス給湯設備 など ※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（液化石油ガス設備士 など）	
	206	消防設備修繕	火災警報設備 / 消火設備 / 排煙設備 / スプリンクラー など	消防設備士免状
	207	石油給湯設備修繕	灯油ボイラー修繕 など ※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（石油機器技術管理士 など）	

〔資格、免許等に関する注意事項〕

- 資格・免許等が必須である業種を申請する場合は、資格者証、免許証等の写しを提出してください。
- 上記のほかに、資格・免許等が必要となる修繕の場合は、それらを取得している事業者等に発注しますので、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。
- 資格・免許等を必要としない業種であっても、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。


平成**31・32**年度勝山市小規模修繕契約希望者登録申請書

(2019・2020)

平成 **31** 年 **1** 月 **25** 日

勝 山 市 長 様

勝山市が発注する小規模修繕契約を受注するため登録を申請します。

登録状況	新規 <input type="checkbox"/> ・ 継続 <input type="checkbox"/>	登録番号 記入しないでください	
住所又は所在地	〒911- 8501 勝山市 元町1-1-1		
商号又は名称	フリガナ チャマゴンセツビ (株)チャマゴン設備		
代表者職・氏名	フリガナ カツヤマ タロウ 勝山 太郎	使用印鑑 	
電話番号	(0779) - 88 - 1116		
FAX番号	(0779) - 88 - 1119		
Eメールアドレス	soumu@city.katsuyama.lg.jp		

修繕希望業種（5業種以内 様式第2号業種コード表を参照）

希望順位	コード	修繕業種 (希望順に記入すること)	資格・免許等の種類・名称等
1	201	電気設備修繕	第1種電気工事士、電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき電気工事業を開始した旨の届出受理書
2	104	左官修繕	2級左官技能士
3	103	木製工作物・建具修繕	2級建築大工技能士
4	205	ガス給湯設備修繕	
5	206	消防設備修繕	消防設備士(甲種第1類)

※この申請書に押印する使用印鑑は、見積書・請書・契約書・請求書に使用することになります。
 ※記入にあたっては「勝山市小規模修繕契約希望者登録制度の手引き」を参考にしてください。
 ※資格・免許等が必要な業種を申請するときは、資格者証等の写しを添付してください。
 ※修繕業種の希望順位は、業者選定の優先度に影響する場合がありますので、十分ご確認の上記入してください。

受付印	備考
-----	----

記入例

様式第2号 業種コード表

○登録できる「修繕業種」は、5業種以内となります。

○「具体的修繕業種」は、自ら履行できる具体的な修繕について○印で囲んでください。（業者選定の優先度に影響する場合があります。）「具体的修繕業種」に希望する業種の記載がない場合は、記入しないでください。

	コード	修繕業種	具体的修繕業種	【必須】 資格・免許等
建築関係修繕	101	金属製工作物修繕	門扉 / フェンス / 金属製遊具 / シャッター / 金属製工作物 など	
	102	木製造作修繕	木製建築物 など	
	103	木製工作物・建具修繕	木材加工 / 工作物 / 木製設備 / 木製家具 / 木製遊具 / 木製建具（障子、襖など） など	
	104	左官修繕	壁吹きつけ / モルタル / 土壁 / 繊維壁 / タイル / フロック / コンクリート など	
	105	石修繕	石材 / 石積み など	
	106	屋根修繕	瓦 / スレート など	
	107	溶接修繕	溶接 / 金属製遊具溶接 など	
	108	板金修繕	板金加工 / 建築板金 / トタン屋根 など	
	109	ガラス・金属製建具修繕	ガラス / サッシ / 網戸 / 自動ドア など	
	110	塗装修繕	塗装 など	
	111	防水修繕	アスファルト防水 / モルタル防水 / 目地防水 / 塗膜防水 / シート防水 / 注入防水 など	
	112	壁・天井、床、カーテン修繕	壁 / 天井修繕 / クロス / カーペット / クッションフロア / Pタイル / カーテン / ブラインド / ロールカーテン など	
	113	畳修繕	畳 など	
設備関係修繕	201	電気設備修繕	電気設備 / 照明設備 / 放送設備 / 電動シャッター など	電気工事士免状 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき電気工事業を開始した旨の届出受理書
	202	空調設備修繕	空調設備 / 冷暖房設備（ボイラー除く）など <u>※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（電気工事士 など）</u>	
	203	給水設備修繕	給水設備 など	勝山市指定給水装置工事事業者
	204	排水・衛生設備修繕	排水設備 / 衛生設備 / 水洗トイレ設備 など	勝山市排水設備指定工事店
	205	ガス給湯設備修繕	ガス給湯設備 など <u>※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（液化石油ガス設備士 など）</u>	
	206	消防設備修繕	火災警報設備 / 消火設備 / 排煙設備 / スプリンクラー など	消防設備士免状
	207	石油給湯設備修繕	灯油ボイラー修繕 など <u>※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（石油機器技術管理士 など）</u>	

〔資格、免許等に関する注意事項〕

- 資格・免許等が必須である業種を申請する場合は、資格者証、免許証等の写しを提出してください。
- 上記のほかに、資格・免許等が必要となる修繕の場合は、それらを取得している事業者等に発注しますので、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。
- 資格・免許等を必要としない業種であっても、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。